

稲羽東小学校PTA規約

第一章 名称および事務局

第1条 本会は稲羽東小学校PTAと称し、事務局を稲羽東小学校におく。

第二章 目的および活動

第2条 本会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福と成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. よりよい保護者、よりよい教員を目指す活動。
2. 家庭と学校との緊密な連携によって児童の生活をよりよくなる活動。
3. 児童の生活環境（家庭・学校・社会）をよりよくなる活動。
4. その他、本会の目的を達成するための活動。

第三章 活動方針

第4条 本会は教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のため活動する他団体および機関と協力する。
2. 営利的活動、宗教的活動および政治的活動は行わない。
3. 教職員の人事、その他の学校管理には干渉しない。

第四章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 任意の稲羽東小学校に在籍する児童の保護者およびこれに準ずる者
2. 任意の稲羽東小学校の教職員

第6条 入会の申込みは、入学時および転入時に行う。入会を希望するものは、所定の入会届を提出しなければならない。

第7条 退会を希望するものは、所定の退会届を提出しなければならない。稲羽東小学校から転出するものについては、転出した時点で退会とする。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第9条 本会の会員は、各務原市PTA連合会、岐阜県PTA連合会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第五章 会計

第10条 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁される。会費は、年間を通して1児童につき月額400円とする。

第11条 会費は4月から9月分を5月に、10月から3月分を10月に金融機関からの自動振替により一括納入するものとする。ただし、口座がない場合やその他の場合は、現金による直接納入等もできるものとする。

第12条 会計年度途中から会員になった場合の会費については入会した月分から納入する。

第13条 会計年度途中から会員でなくなった場合の会費については以下の定めに従うものとする。

1. 納入された会費は一切返還しない。
2. 4月20日までに退会届の提出があった場合は、その会計年度における4月から9月分の会費から徴収を行わない。
3. 9月20日までに退会届の提出があった場合は、その会計年度における10月から3月分の会費から徴収を行わない。

第14条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて執行する。

第15条 本会の会計は、会計監査を受け、総会に報告し承認を受ける。

第16条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 三役

第17条 原則として、本会の三役は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名

※三役は、他の役員を兼ねることができない。

※副会長の役職（書記、会計、庶務）は、特定しない。

- 第18条 三役の選出は、附則の定めるところに従い、会員の立候補もしくは抽選、または、選挙管理委員会
が事前に承認した方法による。三役は、本人の立候補による場合を除き再任されない。
- 第19条 会長は、この会を代表し統括する。
- 第20条 副会長は、会長を補佐し、会長不在等の場合は代理する。
- 第21条 副会長は、総会その他の集会の司会・進行とともに議事を記録し、集会の通知を発送する。
- 第22条 副会長は、予算に基づいて会計事務を行う。
- 第23条 副会長は、原則として各集会ならびに事業計画の実施のための調整および準備等を行う。
- 第24条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、本会発展のため協力する。任期は、1年とする。

第七章 会計監査

- 第25条 本会の会計を監査するために、2名の会計監査をおく。
- 第26条 原則として、会計監査は総会において選出する。任期は1年とする。（総会において会員からの立
候補がない場合、定員未満の場合は、前年度の副会長が務める。）

第八章 総会

- 第27条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。
- 第28条 総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が次のとおり開催する。
1. 定期総会は、年度始めに開催する。
2. 臨時総会は、企画委員会が必要と認めるとき開催する。
- 第29条 総会の議決は、定期総会、臨時総会ともに、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電
磁的記録を含む）とし、参加会員数の過半数で決する。
- 第30条 企画委員会は、三役と専門委員会の委員長および校長をもって構成し、本会の会務を企画する。
- 第31条 常任委員会は、本会の全ての役員をもって構成し、本会の会務を統括し円滑な運営をはかる。

第九章 専門委員会

- 第32条 本会の活動計画を実行するために、専門委員会をおく。
1. 本会に、次の専門委員会を設ける。
(1) 広報委員会 (学級委員が兼務)
(2) 学年委員会 (学級委員が兼務)
(3) 子ども会指導委員会 (地区委員が兼務)
(4) 校外生活委員会 (地区委員が兼務)
2. 専門委員会は、会長の承認を得て委員長が招集し、本会の目的を達成するための活動を行う。
3. 各専門委員会には、委員長および副委員長をおく。
4. 必要が生じた場合には、総会の議決によって専門委員会の新設等ができる。

第十章 学年および学級委員会

- 第33条 保護者と教職員とが学年・学級を中心に話し合い、教育の推進をはかるため、学年および学級委員
会をおく。

第十一章 改正

- 第34条 この規約は定期総会または臨時総会において招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電
磁的記録を含む）において参加会員数の三分の二の賛成により改正することができる。

この規約は昭和48年1月1日より施行する。

（改正 昭和51年4月28日、昭和54年4月23日、平成元年4月28日、平成3年4月24日、
平成16年4月30日、平成16年8月21日、平成17年4月29日、平成19年4月21日、
令和2年6月27日、令和3年5月17日、令和4年4月23日、令和5年4月22日、
令和6年4月20日、令和6年9月9日）